

(別紙1)

認可保育所設置・運営事業者募集における書類審査の実施について

1. 書類審査の実施の条件

募集要項 13 ページ『9 設置・運営事業者選考方法(2)⑤』に記載のとおり、応募者総数が7事業者以上となった場合は、書類審査による選考を実施します。

書類審査を通過できる事業者は、6事業者までです。

2. 書類審査について

(1) 審査の方法

提出された応募書類について、審査基準表に基づき採点を行います。(ただし、審査項目のうち、プレゼンテーション「法人代表者等の熱意と識見」は除きます。)

- ① 審査基準表に基づき、応募書類の事業計画内容やサービスに対する考え方、理解度及び運営体制等を項目別に評価し、点数化して審査します。
- ② 書類審査通過事業者は、審査の結果、評価点合計が最も高い事業者から順に6事業者を選定します。
- ③ 評価点合計が最低点数である事業者が複数の場合は、審査基準表のうち、次の項目の合計点数の高い事業者を上位とします。
 - 運営・保育理念、応募動機について
 - 保育目標、ねらい、保育内容
 - 障がい児等保育の取組について
 - 一時預かり事業又は乳児等通園支援事業の取組について
 - 町の保育サービス・機能の向上に資するための特色ある取組に係る提案について
 - 職員配置計画、職員採用計画について、職員研修に対する考え方や計画について
 - 家庭及び保護者との信頼関係の構築、子育て支援について
 - 園内外での事故防止、災害に備えての体制づくり、園児送迎時の安全対策や不審者対策、施設や家庭での虐待の対応等についての考え方や取組また、この方法により書類審査通過事業者が決定しない場合は、全ての審査基準ごとの評価点において、高順位の獲得数が多い事業者を上位とします。
- ④ 審査の過程で町が必要と認める場合は、調査または追加書類の提出を求めることがあります。
- ⑤ 審査委員会は非公開とします。

(2) 審査結果の通知および公表

審査の結果(採否のみ)とプレゼンテーション実施日時をメールで通知します。(町公式ホームページで公表は行いません。)

また、審査・採点等に関する事項や事業者の応募状況等に関する質問には回答しません。